

## 【日台関連事業にかかる文化ホール使用についてのご案内】

日本と台湾との交流促進を支援すべく、交流協会台北事務所では日台交流に関連する事業を行う場合、多目的に使用できる文化ホールを貸し出してあります。無料で使用できますので、是非御活用下さい。

使用方法の詳細については以下のとおりです。

### 1. 対象事業

日台交流を目的とした、非営利の事業であること。

具体的に以下の用途でご利用になれます。

- ① 公演等（舞台・音楽等公演、茶道・生け花・書道等のレクチャーデモンストレーション等）
- ② 講演会
- ③ 展示会
- ④ 各種セミナー等会議、ワークショップ等
- ⑤ 日台交流事業に関するレセプション
- ⑥ 映画上映会
- ⑦ その他日台交流に関連する事業等

### 2. 文化ホールの概要

(1) 場所：(公財)交流協会台北事務所地下1階  
台北市松山區慶城街28號

(2) 文化ホールの設備

- ① 3人掛け用の移動机 25脚  
※講演スペースに配置できるのは最大18脚。
- ② 椅子 100脚
- ③ スクリーン（縦約1.8m×横約2.2m）、プロジェクター、DVDプレイヤー
- ④ マイク 3本
- ⑤ スピーカー 四方に各1つ（計4つ）有り
- ⑥ ピクチャーレール・専用フック及びワイヤー 45セット

※写真や絵などを吊るして展示することが可能。

- ⑦ コンセント

### 3. 利用規則

- ① 政治活動、営利活動等本来の利用目的の趣旨に反する活動を一切行ってはならない。
- ② 文化ホールの設備、物品等を破損した場合、使用者は賠償の責任を負う。
- ③ 事業実施においては、必要経費（施設の光熱費は除く）および必要人員（受付、警備など）は使用者（主催者）の負担とする。
- ④ その他、文化ホール（施設）で実施する事業に係る事項（問い合わせ、原状復帰等）は使用者の責任において講じること。
- ⑤ 使用者は事業期間中常駐し、当協会と連絡が取れるようにすること。
- ⑥ 火気厳禁。
- ⑦ 原則飲食禁止。また、調理デモンストレーション等もご遠慮下さい。

### 4. 貸し出し時間

原則平日の午前9時00分から午後5時30分まで。

### 5. 貸し出し方法

- (1) 希望する日時に空きがあるかどうかを、台北事務所文化室までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

住所：10547 台北市松山區慶城街28號4樓

電話：886-02-2713-8000 内線2402

FAX：886-02-2713-0541

Eメール：info@mail.japan-taipei.org.tw

- (2) ご利用を希望される日時に、空きがある事をご確認の上、「文化ホール貸与申請書」にすべてご記入の上、事業企画書（書式自由）と共に原則として使用の一か月前までに郵送又

はFAXをして下さい。

(3) 許可の場合、「文化ホール使用承諾書」にて申請者に通知致します。

※正式な許可が下りるまで広報物・ホームページ等に当協会の文化ホールの利用を前提とし

たご案内はおひかえください。

※なお、上記のご案内は、当協会台北事務所ホームページ；「文化→各種利用案内→文化ホール無料貸し出し」に記載されておりますので、こちらも併せてご覧下さい。



入り口までのアプローチ



講演スペース② ※最大で机を横3脚×縦6列まで置くことができます。また、机を収納し、椅子だけを配置することも可能です。



入り口玄関



展示スペース



講演スペース①



講演スペースと展示スペースの位置関係

## 【文化ホール貸与申請書】

年 月 日

公益財団法人日本交流協会台北事務所  
代表 沼田 幹夫 殿

(申請機関名)  
(申請機関代表者署名・捺印)  
(申請機関代表者氏名)

## 日本交流協会台北事務所文化ホール貸与申請書

下記の通り文化ホールの貸与につき申請しますので、ご許可願います。

### 記

1. 申請（主催）機関及び申請（主催）責任者（適宜、団体又は個人の概要、性格を簡単に記入、パンフレット、略歴等の資料があれば添付）
2. 連絡先（住所、Eメールアドレス、電話番号を記載）
3. 利用目的：
4. 事業概要：
5. 日時：平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）  
午前 時 分 ～ 午後 時 分
6. 参加者（出演者・講師、参加予定人数等）：